

定 款

株式会社 市進ホールディングス

第1章 総 則

〔商 号〕

第1条 当会社は、株式会社市進ホールディングスと称する。英文では、ICHISHIN HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

〔目 的〕

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動の支援、管理および事務代行、経営指導等の業務を行うことを目的とする。

- (1) 幼児・小中学生および高校生・社会人の学習指導ならびに受験指導に関する業務
- (2) 公開模擬学力試験の実施および家庭訪問による学習指導業務
- (3) 教育用書籍・雑誌の出版、教育用音声コンテンツ・教育用映像コンテンツおよびビデオその他映像著作物の作製ならびにそれらの販売業務
- (4) インターネットまたは電磁的記録による教育情報提供業務、コンピューターのソフトウェア等の販売業務
- (5) 貸教室、貸会議室等の経営
- (6) 各種イベントの企画、立案、実施
- (7) スポーツ教室・文化教室の運営、経営に関する業務
- (8) 企業の業務能力向上などに関する社会人研修業務
- (9) 語学教室の経営
- (10) 幼児・小中学生・高校生・大学生および社会人の通信教育に関する業務
- (11) 国家資格取得に関する教育業務
- (12) 中小企業の経営コンサルタント業務
- (13) 学習塾の経営指導、フランチャイズ形態による学習塾・予備校等の経営に関する業務
- (14) 不動産および動産の売買、賃貸借、管理およびこれらの仲介に関する業務
- (15) 広告代理店業務
- (16) 損害保険代理業務および生命保険の募集に関する業務
- (17) 労働者派遣事業、有料職業紹介事業
- (18) 介護福祉関連事業
- (19) 事務処理および給与計算に関する代行業務
- (20) 旅行業
- (21) 情報提供サービス業
- (22) コンピューターのシステム開発および運営に関する業務
- (23) 飲食サービスに関する事業
- (24) 少人数制指導による学習塾の運営
- (25) 少人数制指導による学習塾のフランチャイザー業務

- (26) 少人数制指導における各種通信教育に関する業務
- (27) 少人数制指導による学習塾の運用パッケージソフトウェアの開発および販売
- (28) 少人数制指導による学習用教材テキスト・パソコンソフトウェアの開発および販売
- (29) 少人数制指導による学習塾の教室レイアウト企画・什器備品の企画および販売
- (30) 印刷・製本業
- (31) 建築設計、空調・電気・学習教室の設備企画施工受託業務
- (32) 建物内外の保守および清掃業務
- (33) 一般貨物自動車運送業
- (34) 経営指導のための企画管理および経営受託業務
- (35) 各種試験の採点および成績処理の受託業務
- (36) 什器備品類の仕入れ、販売
- (37) 書籍、図書、雑誌その他の印刷物の出版および販売
- (38) 市場調査に関する業務
- (39) 前各号に附帯する一切の業務

[本店の所在地]

第3条 当会社は、本店を千葉県市川市に置く。

[公告方法]

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることのできない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

〔発行可能株式総数〕

第5条 当会社の発行可能株式総数は、34,000,000株とする。

〔自己株式の取得〕

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

〔単元株式数〕

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

〔単元未満株主の権利制限〕

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

〔株主名簿管理人〕

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

〔株式取扱規程〕

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

〔基準日〕

第11条 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

〔招集〕

第12条 当会社の定時株主総会は毎年5月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

〔招集権者および議長〕

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

〔電子提供措置等〕

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

〔決議の方法〕

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

〔議決権の代理行使〕

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

[取締役会の設置]

第17条 当会社は取締役会を置く。

[取締役の員数]

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

[取締役の選任]

第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

[取締役の解任]

第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

[取締役の任期]

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

[代表取締役および役付取締役]

第22条 当会社は取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会はその決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役相談役、取締役会長各1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

[取締役の報酬等]

第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

[取締役会の招集]

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

〔取締役会の決議の方法〕

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

〔取締役会の決議の省略〕

第26条 当会社は取締役の全員が取締役の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

〔取締役の責任免除〕

第27条 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める額を限度とする賠償責任限定契約を締結することができる。

〔取締役会規程〕

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

〔監査役および監査役会の設置〕

第29条 当会社は監査役および監査役会を置く。

〔監査役の員数〕

第30条 当会社の監査役は4名以内とする。

〔監査役の選任〕

第31条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

〔監査役の任期〕

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

〔常勤監査役〕

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

〔監査役の報酬等〕

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

〔監査役会の招集通知〕

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

〔監査役会の決議の方法〕

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

〔監査役の責任免除〕

第37条 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める額を限度とする賠償責任限定契約を締結することができる。

〔監査役会規程〕

第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

第6章 会計監査人

〔会計監査人の設置〕

第39条 当会社は会計監査人を置く。

〔会計監査人の選任〕

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

〔会計監査人の任期〕

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

〔会計監査人の報酬等〕

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

〔事業年度〕

第43条 当会社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

〔剰余金の配当等〕

第44条 当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当会社は、毎年8月末日または2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

3. 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

〔配当金の除斥期間〕

第45条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

以上、当会社の現行定款の内容に相違ないことを証するため、代表取締役社長が記名捺印をする。

令和5年3月2日

株式会社 市進ホールディングス

代表取締役 下屋 俊裕

沿革

昭和54年2月9日改定
平成3年5月28日改定
平成4年5月29日改定
平成6年5月27日改定
平成8年5月30日改定
平成9年5月22日改定
平成14年5月30日改定
平成15年5月29日改定
平成16年5月28日改定
平成18年3月1日改定
平成18年5月30日改定
平成19年5月29日改定
平成20年5月27日改定
平成21年5月28日改定
平成22年3月1日改定
平成23年5月27日改定
平成27年5月28日改定
令和4年5月26日改定
令和5年3月2日改定